

「シベリア抑留」の起源

横 手 慎 二

はじめに

第一節 捕虜・抑留者ラーゲリの成立

第二節 捕虜の強制労働

第三節 戦後賠償としての「シベリア抑留」

結 び

はじめに

「シベリア抑留」の起源はどこに求めるべきか。冷戦が終結するまで、この問題は歴史研究のテーマにならなかった。一般的に、ソ連政府は戦争で失った労働力を補うために日本人兵士や労働可能な民間人を戦争終結後に連行し、苦役を科したと受けとめられてきたのである。しかし、ソ連の崩壊後にこれに関連する新たな史料が発見された。まず、一九四五年八月一六日付でベリヤ等が日本兵の処遇に関して発した命令と、同二三日付でスターリンが発した国家防衛委員会決定の内容が大きく異なることが判明した。すなわち、前者は中国東北部で投降

した日本軍兵士をソ連に移送する必要はないと指示し、後者はこれと反対に五〇万人の日本人を労働力としてソ連国内に移送するよう命じるものであったのである。この二つの文書を受けて、スターリンが日本人を抑留する決定を下したのは、八月一日に北海道の北半分をソ連の占領地域にしたいと申し出たスターリンに対して、七日付でトルーマンが拒否の返答を送ったためだったとする解釈が提示された。⁽¹⁾

次に、関東軍の残した関東文書がソ連の文書館に保管されていることが明らかになった。これらの史料に基づき、一部の抑留経験者の間で囁かれてきた、日本軍上層部がソ連側に日本人兵士を労働力として利用しよう申し出たとする説が改めて主張されるようになった。たとえば、全国捕虜抑留者協会会長の斉藤六郎は次のように事態を整理した。

「スターリンが日本人捕虜の抑留を当初ためらったのは、自らも参加したポツダム宣言第九項に『日本軍兵士は武装解除の後に帰国させよ』とあったからである。しかし、スターリンは手の中に入った日本人の労働力をみすみす見逃すことはなかった。八月二三日、既に発出されていたペリヤの命令を取消しシベリア抑留の暴挙に及んだのである。スターリンは主犯であり関東軍参謀らは共犯者である。日頃、私的制裁で兵に盲目的服従を強い、何事かあれば軍刀をもっておびやかす同胞を虫けらの如く扱ってきた関東軍参謀にとって、兵士たちの強制労働などは意に介することではなかった。⁽²⁾」

幾分曖昧だが、要するに関東軍参謀たちが労働力として日本兵を提供すると持ちかけた事実があり、それをスターリンが利用したというのである。

これらの解釈はいずれも興味深いものである。しかし本稿では、両解釈が抑留の起源を一九四五年の短い交渉

にのみ求めたために、「シベリア抑留」の前史としてあつた事実を十分に考慮することなく提示されたことを問題にしたい。したがって本稿が主として検討するのは、日本人が抑留される以前のソ連の捕虜の取扱いに関わる問題である。

第一節 捕虜・抑留者ラーゲリの成立

周知のごとく、第二次大戦中もしくは戦後にソ連政府によって強制労働を科せられたのは日本人のみではなかった。長く抑留された日本人は収容所の中で同様の境遇に置かれた多数の人々を目撃したが、中でもその数が多かったのはソ連人であった。ソ連体制は革命初期から一貫して「体制の敵」とみなした人々を拘束し、その多くに過酷な労働を強いてきたからである。このような事実を重視するならば、第二次大戦中から戦後にかけて、ソ連政府は偶然多数の捕虜（他国民）を獲得したがゆえに彼らを強制労働に駆り立てたのであつて、日本兵の抑留を抜き出して、その起源を別に求める意味はないという議論も成り立つ。この場合には、日本人抑留者はソ連体制において長年にわたって機能してきた収容所システムの網の中に絡めとられた存在で、その起源は収容所システムの歴史の中にあるということになる。このような解釈を正面から打ち出したのはソルジェニーツインの『収容所群島』⁽³⁾であつた。その第二章「わが下水道の歴史」には次のような記述がある。

「一九四五年、対日戦は三週間と続かなかつたけれども、シベリアや中央アジアでの急を要する建設作業のために日本軍捕虜が多数連れ去られ、戦争犯罪人を淘汰する『収容所群島』へ送り込むこの作業はこれで終了した」⁽⁴⁾。

ここでソルジェニーツインは「戦争犯罪人」のところに次のような註釈を加えた。

「詳しいことは知らないが、それにもかかわらず私は、これらの日本人の大部分は法律的に見て有罪とすることはできないはずだと確信している。これは復讐行為であり、より長期間の労働力を確保しておくための方法だったのである」⁽⁵⁾。

つまり、ソルジェニーツインの理解に立てば、「シベリア抑留」はソヴィエト国家が当初から有していた収容所体制の歴史の中の一コマであった。さらに、彼の経験に即して言えば、抑留された日本人は「戦争犯罪人」と呼んですまされる存在ではなかったのである。

ソルジェニーツインが示した解釈は、日本でもソ連体制の告発者によって提示されていた。その代表的著作が、哈爾濱学院の卒業生として長期抑留を強いられた内村剛介（本名内藤操）の文学作品『生き急ぐスターリン獄の日本人』である。そこで内村は自分の分身である「タドロコ」という人物が体験した事実を、「審問」、「抑圧」、「破綻」と章立てして考察し、その終わり近くで次のように疑問を提示した。

「あるイデーが、ある思想が生まれて、思想そのものとして、人間そのものの鬼子として、人間そのものを食い散らしているのではないか。そしてどこにも明白な事実を、思想の裸の王様⁽⁶⁾を指さす者がいないのではないか」。

文学的に記されているが、ここでの「思想の裸の王様」とは共産主義にほかならない。内村はここで「シベリア抑留」の経験を語りつつ、共産主義を告発したのである。

文学作品ではなく收容所の事実そのものを伝えるために、内村を含めた哈爾濱学院出身の抑留経験者たちは、元共産主義者で長くソ連の獄中にあつたジャック・ロッシを紹介する作業も行った。彼らを中心にした人々の努力の結実である『ラーゲリ註解事典』は、ロッシの多年に亘る獄中観察に基づいて書かれた労作を、翻訳し再編したものである。その中の「ラーゲリ Lageria」という項目において、ロッシは「強制労働（ママ）ラーゲリぬきにしてソビエト政権は考えられない。一九一八年に始まり、以来約三五年（ママ）の長きにわたりソビエト政権はこれらを創設、改組をくり返し、その度にこれらは様々な名称で呼ばれたが（省略）、そのなかからグラグ「ラーゲリ総管理局」だけが世界中の言語に定着した⁽⁷⁾とする解説を付した。しかしながら、小項目「ソビエト・ラーゲリのタイプ」では、彼は「特殊ラーゲリ Lageria ocbogo naznachenia」や「矯正労働ラーゲリ」など一八もの名称を挙げながら、第二次大戦中から存在した捕虜対象のラーゲリについて何も記述しなかった。明らかにロッシは、そして翻訳者たちも、外国人の捕虜を收容したラーゲリを特別視することなく、これをたんに時々名称を変えただけの存在と理解していたのである⁽⁸⁾。

より正確な認識はソ連体制の崩壊後に与えられた。ソ連末期にゴルバチョフ書記長の片腕として活躍したアレクサンドル・ヤコブレフを総責任者とする歴史史料シリーズ『二〇世紀のロシア』には、『グラグ、一九一八—一九六〇』との表題を持つ一冊がある。その編者（A・I・コクーリンとN・V・ペトロフ）が付した前書きには、次のような説明がある。

「「独ソ」戦争の開始は、内務人民委員部の生産計画に本質的な修正をもたらした。一連の建設作業が停止され、そこに労働力を供給してきた矯正労働ラーゲリ管理部が解体された。矯正労働ラーゲリのシステムの成長は、戦後になってようやく再開した。

また戦時中に新たな種類の拘留地が生まれた。たとえば、一九四一年末に特別ラーゲリ網が組織されたが、それは一九四四年になって「復員捕虜軍人審問ラーゲリ PFL」という名称を与えられた。ドイツの占領地域に滞在し、審問を受けた人々の特別ラーゲリである。

特にスターリングラードの戦い以降に著しく増大したのは、捕虜のためのラーゲリ網である。既に一九三九年九月にポーランド人捕虜のためにこのようなラーゲリが組織され、内務人民委員部の中央機関の構造の中に新設の捕虜・抑留者担当管理部 (UPVI) が現われた。一九四五年一月にこの管理部は捕虜・抑留者担当総管理局 (GUPVI) の地位を獲得したが、その管轄下にあった捕虜の数 (およそ三〇〇万人) は、グラーグ「ラーゲリ総管理局」システムの拘留者総数をかなり上回っていた。

捕虜と抑留者は復員捕虜軍人審問ラーゲリの囚われ人とともに、内務人民委員部の生産プログラムにとって不可欠の労働力資源を構成した。PFLと捕虜・抑留者ラーゲリの多くは具体的な企業、もしくは鉱物資源採掘に従事する施設に関連づけて整備された⁽⁹⁾。

つまり、捕虜・抑留者ラーゲリはソ連体制が生み出した矯正労働ラーゲリの歴史を引き継ぐものだが、復員捕虜軍人審問ラーゲリなどと同様に、組織的にはそれと独立する形で第二次大戦期に組織されたものだといえる。 (なお復員捕虜軍人審問ラーゲリとは、ドイツ軍に拘束されたソ連人が、ソ連に戻った後に収容されたラーゲリである)。捕虜・抑留者ラーゲリが収容することになっていったポーランド人捕虜とは、一九三九年に独ソ不可侵条約を結んだ後に、ソ連軍がポーランドにおいて捕虜とした人々である。ここには詳しく記されていないが、まさにこの説明にある捕虜・抑留者担当総管理局 (GUPVI)こそ、日本人を含む多数の外国人捕虜を抑留し、強制労働を科した執行機関であった⁽¹¹⁾。

上記の叙述には根拠となる史料名が記されていないが、別に M・M・ザゴルニコが編集した捕虜に関する画期

的な史料集『ソ連における捕虜、一九三九—一九六〇』によって、上述の内容と符合する史料を確認することができる。たとえば、一九三九年九月一九日付の「捕虜ラーゲリ組織についてのソ連邦内務人民委員部命令第〇三〇八号」なる文書が存在する。これが上記のポーランド人捕虜を対象としたラーゲリの設置に関わる命令だと思われる。ただし、この命令自体にはポーランド人捕虜についての記述をまったく含んでいない。同文書に付された注釈によれば、これはポーランド人捕虜を対象とした捕虜規定案に依拠するものであったが、正式には承認されなかった。結局、一九三九年九月に捕虜收容ラーゲリを組織することを定めた法令は、一九四一年七月一日にほぼそのまま人民委員会議によって承認されたという¹²⁾。どうやらソ連指導部は、独ソ不可侵条約締結後にポーランド人を「敵」と見做すことを決定したが、その後の国際状況の推移を見て、ポーランド人将兵をそのまま「捕虜」として扱うべきか否か決めかねたのである。いずれにせよ、その間もソ連指導部が拘束したポーランド人将兵を「捕虜」並みに扱ったことは、「カティンの森事件」などを考えれば、疑問の余地がない。つまり、『グラグ、一九一八—一九六〇』の説明は概略として正しいと見ることができるのである。

また上記の史料集には、一九三九年九月一九日より遅くない時期に、内務人民委員ベリヤによって承認された捕虜・抑留者担当管理部（UPVI）についての規定も収録されている。その規定は、「捕虜担当管理部は自立的な管理部として、ソ連邦内務人民委員部の構成に入る」と管轄系統を定めていた。同時に、管理部は「直接的にラーゲリの組織、配分、收容受け入れ、登録、経営、そして捕虜労働の利用を指導する」とその機能を簡潔に記していた。同機関が捕虜・抑留者担当総管理局（GUPVI）以前の捕虜管理機関であった¹³⁾。

さらにラーゲリの機能については、同年九月二三日に承認された捕虜ラーゲリ規定の総論部において、以下のごとく定めていた。

「労農赤軍の部隊から受領した捕虜の扶養 *soderzhanie* のために、捕虜のための特別ラーゲリが組織される。捕虜扶養のためのラーゲリの基本的任務は以下である。

- a. 周囲の住民から隔離した状態で捕虜を扶養すること。
- b. ラーゲリの地帯から捕虜が逃亡するあらゆる可能性を排除した体制を創り出すこと。
- c. 扇動・宣伝、及び文化・大衆活動を捕虜の中で行うこと。⁽¹⁴⁾

この短い規定こそ、日本人抑留者が語った体験と表裏の関係にある収容所の活動内容であった。また以上に加えて、『グラーグ、一九一八—一九六〇』が説明する通り、一九四五年一月一日付で捕虜・抑留者大隊労働ラーゲリの指導改良のための内務人民委員部命令第〇〇一四号も史料集で確認できる。これは、ソ連各地に捕虜・抑留者の管理組織を増設、もしくはは既存のものを整備し直し、これに対応するために捕虜・抑留者担当管理部 (UPVI) を捕虜・抑留者担当総管理局 (GUPVI) に発展改組するよう命じるものであった。⁽¹⁵⁾

以上から明らかなくとく、日本人抑留者が捕虜として収容される六年ほど前に、既にソ連国内には捕虜を収容し、管理するための体制が創出されていた。それは当初はポーランド人捕虜を対象としており、明らかにソ連人対象の他のラーゲリと区別されるものであった。このラーゲリは、間もなくドイツ人、そしてその同盟国人の捕虜を管理するようになり、捕虜の数が増すとともにその活動領域を拡大していった。こうして、一九四五年秋に日本人の捕虜と民間人を収容するまでに、捕虜ラーゲリの管理者は外国人収容者を管理し使役する技術を十分に蓄積していたのである。

以上のうち本稿の観点から特に注目されるのは、捕虜を対象に設置された収容所 (ラーゲリ) はソ連人対象の矯正労働ラーゲリの延長線上で設立されたものであるとはいえず、組織的に独立した存在であったという点である。⁽¹⁶⁾

そうであるとすれば、外国人である捕虜の苦役は、矯正労働ラーゲリに収容されたソ連人に対して執行された強制労働システムをそのまま適用した結果であったとみなすべきではないであろう。捕虜の強制労働については、ソ連人とは別に制度化されたと考えねばならない。次にこの点を検討してみよう。

第二節 捕虜の強制労働

史料によると、ソ連で最初に捕虜についての規定が定められたのは一九三一年三月のことである。時期的に見て、このような規定の作成を促した出来事は二件考えられる。第一は一九二九年の中ソ紛争である。この時ソ連軍は張学良の軍隊を破って、革命以来最初の軍事的勝利を収め、中国軍閥兵を多数捕虜としたのである。第二は、同じ一九二九年にジュネーヴで捕虜に関する協定が締結されたことである。同協定にはソ連は参加していなかったが、法整備を促す契機になったと推定される。いずれにせよ、こうして成立した一九三一年の捕虜規定は捕虜労働に関して、以下のごとく注目すべき内容を有していた。

「第三四条、捕虜はその同意をもって労働に参加させることができる。労働への参加は体力に応じて、また可能な限り捕虜の職業に応じて行われねばならない。捕虜は労働の拒否によっていかなる懲罰もしくは束縛を受けない。ラーゲリの生活サービスにかかわる運営的労働には、捕虜はその同意にかかわらず参加させられる。捕虜の勤務は、たとえ同意がある場合でも、ラーゲリ管理部の私的に奉仕するために利用すること、また他の捕虜の私的に奉仕するために利用すること（従卒的奉仕）を禁じる。

第三五条、戦闘行為地域における労働に捕虜の勤務を利用することを禁じる。

第三六条、労働に参加させられる捕虜に対しては、同じ勤務部門において労働するソ連邦市民に当該の場所で適用される勤務保護についての決定、特に労働時間についての決定が適用される¹⁷⁾。]

以上の文面から明らかなく、ソ連体制は一九三一年規定において捕虜に労働を強制することを明確に禁じていたのである。国際的な捕虜保護の気運がここに多少とも影響したのかもしれない。いずれにせよ、この規定は一〇年と続かなかった。一九四一年七月一日に採択された人民委員会議決定第一七九八号―八〇〇(秘)に付された捕虜に関する規定では、捕虜労働に関する部分は次のように改められたのである。

「第二二条、兵卒及び下士官の捕虜は、ラーゲリにおいて、またラーゲリ外のソ連邦の工業と農業においてソ連邦内務人民委員部捕虜・抑留者管理局の作成した特別の規則に基づいて労働に参加させることができる。将校及び将校と同等とみなされる地位の捕虜は、その同意に基づいてのみ労働に参加させることができる。労働に参加させられる捕虜に對しては、同じ勤務部門において労働するソ連邦市民に当該の場所で適用される勤務保護と労働時間についての決定が適用される¹⁸⁾。』

つまり、新規定では兵卒と下士官に対しては、その同意を取り付けることなく労働を強いるよう管理当局に命じたのである。なお上記に見られるように、将校については、この規定は收容する側が労働に對する同意を取り付けることを条件としていたが、実際にソ連当局がこのように行動していたと断定することはできない。抑留された日本の将校で、戦犯扱いをされなかった者の中にも、この規定に反する取扱いを受けた者が多数いたからである。たとえば、多数の日本人将校が最初に集められた收容所として知られるエラプガの捕虜收容所の一九四五

年末の状況について、戦後比較的初期に出版された日本人抑留者の回想は次のように記している。執筆者は終戦時に主計中尉であった根本雄太郎⁽¹⁹⁾である。

「エラブカ（ママ）は今次独ソ戦開始以来再び俘虜の街として栄え、一九四五年一二月二九日に吾々が到着する前は約五万の独逸軍将兵がここを中心として收容されていたと云われ、当時なおB收容所に吾々と一緒に約百名、A收容所には二千名、又町の周辺の伐採地や各作業場に千五百名位が残留していた。そしてこれ等残留独逸軍将兵は收容所運営のための特抜者と、所謂錚々たるコンミュニストであり、前者は收容所における経営上の主要機関を占め、又一連のコンミュニストはソ側の吾々日本人俘虜に対する政治教育の助手であると共に、吾々の思想動向の監視者となっていた」。「当時自治の目的を以て農耕作業が大規模に行われて收容所の殆ど全員がこれに参加していたが、始めはソ連の立案した計画に従って朝七時より午後三時まで昼食抜き作業を強要された。農場までの片道四軒の往復に要する時間の浪費と、昼食抜きの連続作業は徒に体力の消耗を来すのみで作業能率は低下する一方であったので、先ず農場への昼食の運搬とこれに伴う作業時間の一時間延長を主張し、更に午前、午後二段制の作業区分と、作業標準量の設定及び能率給与の実施を強硬に要求して遂にその一部を貫徹した⁽²⁰⁾」。

明らかに将校は一般兵として收容された者より優遇されたが、それも程度の問題で、收容所で生き残るためには彼らも労働せざるを得ない状況に置かれたのである。

それでは、一九三一年春から一九四一年夏までの間に何が変わり、捕虜労働に対する規定が一変したのだろうか。この問題に対する解答は容易に想像がつく。第二次大戦が始まり、ソ連も周辺諸国と戦争をする状況で、国内の労働力が払底したのである。ロシアの歴史家フレブニュークはソ連收容所の歴史を跡づけた著作で、この状況を次のように記した。

「戦争前夜の時期の内務人民委員部の重大な任務は、雪だるま式に増大する経済的課題を支えるための労働力を見出すことであつた。この任務は、大テロルの後に労働力を増大させるための大量抑圧行動がなくなつたために、いっそう困難であつた。一九三九年一月一日から一九四〇年一月一日の期間に、収容所の囚人数はたつた二七〇〇〇人しか増えなかつた。(略：引用者) 一九四〇年に内務人民委員部は主として収容所の囚人をプロジェクト間で移送して何とか計画を遂行した。一九四〇年五月に北ベチョラ鉄道を敷設する決定が下されると、これに関連して政府は、内務人民委員部に監獄とコロニーの在監者たちを刑期にかかわらず収容所と建設現場に送らせた。それでもコロニーと監獄の労働力供給能力は限られていた」⁽²¹⁾。

以上のごとき収容所全体の労働力不足の状況が、一九四一年に捕虜規定を改定させる動きを引き起こしたとみて間違いあるまい。ただし、実際にはソ連の収容所システムは一九四一年の捕虜規定の採択前から捕虜に対して強制労働を科していた。そのことを示す文書が先に挙げた捕虜史料集に収録されている。まず一九三九年九月二三日付の内務人民委員部の命令は、新たにポーランドから獲得した土地に、二万五〇〇〇人の捕虜を使役して早急に横断道路を敷設するよう命じるものであつた。また、同年一〇月に内務人民委員部捕虜管理局と製鉄工業人民委員部との間で締結された協定は、後者の行う鉄道敷設に関連して一万人から一万一〇〇〇人の捕虜を労働力として提供することを定めるものであつた。⁽²²⁾ こうした事例から分かるように、ソ連体制は一九四一年七月になつて、つまり独ソ戦開始以降に捕虜に強制労働を科すようになったのではなく、それ以前から収容の現場において捕虜を労働力として利用するようになっていたのである。言い換えれば、一九四一年の規定は指導部が捕虜管理の現場で進む既成の事実を追認したものであつたのである。

内務省ラーゲリに入所した捕虜数（人）

	全体数	そのうちドイツ人
1941年6月22日から42年1月1日までの入所者	9,147	9,147
同期間の死者	222	222
1942年1月1日現在で扶養されていた者	8,925	8,925
1942年の入所者	79,004	79,004
同期間（つまり1942年）の死者	11,144	11,144
1943年1月1日現在で扶養されていた者	76,785(ママ)	76,785(ママ)
1943年の入所者	176,186	102,196
同期間（1943年）の死者	157,460	118,127
1944年1月1日現在で扶養されていた者	95,511(ママ)	60,854(ママ)
1944年の入所者	704,861	473,418
同期間（1944年）の死者	89,609	82,112
1945年1月1日現在で扶養されていた者	710,783(ママ)	452,160(ママ)
1945年の入所者	2,280,953	1,856,071
同期間（1945年）の死者	1,346,533	952,618
1946年1月1日現在で扶養されていた者	1,645,183(ママ)	1,355,613(ママ)

ところで、以上のごとき労働力不足の状況は、一九四三年以降ソ連軍が優勢になり、ドイツとその同盟国軍の兵士を多数捕虜とするようになる、解消に向かったのではないかと推測されないわけではない。はたして実態はどうだったのだろうか。まずソ連側がどの程度の捕虜を収容していたのか見てみよう。利用する史料は「一九四七年六月一日現在で内務省ラーゲリに前線から入所した旧ドイツ軍、及びその衛星国の捕虜に関する資料」と題する文書である（上掲資料、内務人民委員部は一九四六年三月に内務省と改名された）。

ここから分かるように、捕虜・抑留者ラーゲリで扶養していたとされる捕虜数は、ソ連軍が捕獲した将兵の総数と比較すると予想外に少ない。一〇〇万人台になるのは一九四五年になってからのことなのである。これはほかでもなく、同ラーゲリへの輸送中か、あるいは収容後に死亡した捕虜がきわめて多かったからである。因みにドイツの研究は一般的に、第二次大戦中にソ連軍の捕虜となったドイツ人の数は三一五万人余りで、そのうちソ連抑留中に死亡した者は約一一万

人の上ったと推定している。つまり、ソ連管理下に置かれたドイツ人捕虜の死亡率は約三五パーセントであつたとされている。²⁴⁾

さらに、捕虜ラーゲリが収容していた捕虜にしても、すべてが「労働適格者」であつたわけではないという事情があつた。たとえば一九四四年二月五日付で内務人民委員ベリヤがスターリンとモロトフに送つた捕虜についての報告によれば、この時点で捕虜として収容している人数は六八万九二一人であつたが、そのうち労働従事者は四三万五三八八人ではなかつた。労働非従事者は二四万五五三三人に上つたのである。報告によれば、このうち各人民委員部と保険人民委員部の病院に収容されている者が四万八九四六人、収容所で病気になる者が六万四五六人、衰弱・身体不自由である者が一三万六一三一人であつた。つまり、収容者の三割以上が病氣などのため「労働不適格」と看做されていたのである。²⁵⁾ 一般的に言つて、捕虜は体力を消耗する戦闘の後にソ連軍によつて拘束され、ラーゲリに送られたのであるから、一般のラーゲリ入所者(ソ連人)以上に身体障害者や病人の割合が多かつた。この報告は、そのことを明瞭に物語つていたのである。

以上に加えて、戦時中にソ連兵の多数が戦死し、多くの兵士と市民がドイツ側同盟国軍の捕虜、抑留者となつた事実を考える必要がある。一般に、この戦争でソ連は二六〇〇万人から二七〇〇万人の国民を失つたとされている。この中には、一九四一年六月の開戦から翌年三月末までの短い期間にドイツ軍の捕虜になつた三三五万人のソ連人、さらに一九四四年四月から七月までの間にドイツ軍の捕虜となつた一〇〇万人のソ連人のかなりの部分が含まれていたのである。²⁶⁾ ソ連側の人的損失は膨大であつた。

これらの点を考えれば、ソ連指導部が一九四五年夏の時点で労働力不足の問題が解消されたなどと考える状況になつたことは明らかであろう。むしろ彼らは、戦後の復興に要する労働力の不足を鋭く意識していたのである。しかし他方では、内務人民委員部のラーゲリ管理者は、全般的な食料不足の状況を考慮せざるを得なかつた。

この点をよく示す史料がロシアのラーゲリ研究者によって紹介されている。一九四三年九月に内務人民委員部次官の下で開かれた会議において、ラーゲリ総管理局長が「収容所で扶養する者の中から、不要な者を全員釈放する」よう提案した際に、「身体障害者、病人、衰弱者、つまり、いかなる益もたらさない人々」すなわち「およそ二〇万人から二五万人」がこれに当たると述べたのである。この発言は、さらに次のような説明を伴っていた。

「ラーゲリ内の給養ノルマを増大させるよう、給養問題を政府に提起する必要がある。なぜなら給養が不足している、どのように秩序を確立しても、現在われわれが直面している死亡率を免れられないからだ。われわれは、囚人への給食を二六〇〇カロリー以上にすべきだとする結論に達した。病人については基準を別に決めねばならない。同じ基準では、食料の大半は（身体障害者、病人と衰弱者の）割当量の維持に回ってしまい、結果として、囚人の中の労働する部分⁽²⁷⁾が被害を受けることになる」。

ここに明瞭に示された状況はラーゲリ全般の状況で、厳密に言えば捕虜・抑留者ラーゲリのことではない。しかし、これほど露骨な議論ではないが、後者のラーゲリでも労働と給養の不適合が問題となっていたことを示す文書が存在する。たとえば、内務人民委員部捕虜・抑留者ラーゲリの管理者たちがベリヤに一九四四年六月二一日付で送った「捕虜に対する現在の給養ノルマと身体状況」と題する報告である。そこには次のようにある。

「労働する捕虜の数を増やし、彼らの労働の生産性を高めるためには、全体としての捕虜の給養を以下のように改善する問題を解決することが不可欠だと考える。（具体的数字は原文において省略されている）。a. 体力のない捕虜、も

しくはラーゲリ内の労働に従事している捕虜に対しては、ソ連邦人民委員会議で承認され、一九四四年四月五日付の二五パーセント増大に関する国家防衛委員会によって決定された給養ノルマと定める。b. 他の人民委員部の企業で働くすべての捕虜に対しては、給養ノルマをこの企業で働く労働者と同じと定める」⁽²⁸⁾。

これらの文書から明らかのように、捕虜ラーゲリを含むラーゲリ全体を管理する者の立場からすれば、大規模建設や木材の伐採など内務人民委員部に課せられたノルマを達成するためには労働力としての囚人や捕虜が多数必要であったが、それだけでは不十分で、彼らの人数に応じただけの食料の供給も不可欠であったのである。当時の状況は、労働と給養ノルマがまったく対応していなかった。こうした事情が一九四五年八月のペリヤの命令の背後にあったと推定することは、けつして無理でないように思われる。つまり、抑留者を扶養して、労働させる立場にあったペリヤたちは、収容所の厳しい食料事情を熟知していたがゆえに、一九四五年八月には中国東北部から新たに日本人を連行すべきではないと考えたのではあるまいか。スターリンが彼らの懸念を無視した可能性はないと言えまい。

以上が、ソ連当局が捕虜・抑留者に強制労働を科すようになった経緯であり、日本人抑留者を労働力として利用するまでの状況である。小括すれば、ソ連側は少なくとも法的には、第二次大戦期まで、捕虜に労働を科すには本人の同意が必要だと定めていた。おそらく、捕虜に対してそのように接した時期があったのだろう。だが労働力不足が深刻になると、彼らはその規定を無視し、捕虜を純然たる労働力として扱い始めた。しかし他方で、食料が労働にふさわしい形で供給されなかったため、ドイツ人捕虜などがその最初の犠牲者となったのである。その状態が解決されないうちに、日本人の抑留が始まったのである。

以上、捕虜管理体制の整備と捕虜規定の変化を問題にしてきた。しかし、これだけで「シベリア抑留」の歴史

がすべて解明されたわけではない。ソ連政府が戦中のみならず戦後になっても外国人を労働力として利用するた
めには、それなりの対外的正当化も必要であった。次にこの点に関わる連合国内の議論を追ってみよう。

第三節 戦後賠償としての「シベリア抑留」

捕虜の強制労働を正当化する議論は幾つか考えられる。第一は相手国も自国民に対して同様の行動をとったと
いうものである。ドイツとソ連の間では、このような説明が成り立つ。しかし日本人は基本的にソ連人を捕虜と
しなかったので、「シベリア抑留」はこの議論によって正当化できないと主張することは可能である。ただし、
日本人が戦時中にソ連以外の外国人捕虜に対して強制労働を科した事実は国際的に広く確認されているので、日
本人は戦時中に一方的に強制労働の被害者だったと主張することはできない。⁽²⁹⁾

捕虜に強制労働を科すことを正当化する第二の議論は、捕虜に犯罪的戦争に加担した「罪」を償わせるためと
いうものである。日本人の回想録からみて、このように考えた日本人は決して少なくなかったようである。し
かし、仮に戦争に犯罪的なものとそうでないものがあるという議論を認めたとしても、国家の命令で戦争に参加
した一般兵士に対して戦争に参加した責任を問うという議論は当時の常識的基準でも受け入れられないだろう。

正当化の第三の議論は、敗戦国は戦勝国に与えた被害を賠償すべきであるという主張の中に生じたものである。
戦勝国が敗戦国に対して戦争被害の賠償を求めることは、古くから国際的慣行である。この点でアメリカは例外
的で、国内の被害が少なかったので賠償の取り立てを望む声が強くなかった。対照的にソ連は国土を尋常で
はない規模で破壊されたので、敵国に賠償させるのは当然だとする議論が国内で支持された。こうした気分と、
既に捕虜や抑留者を労働力として利用していた事実が結びつき、戦後復興に彼らを利用するという構想が半ば自

然に生まれたのであろう（さらに言えば、伝統ともいえる收容所体制の歴史もこの構想を生むのに寄与したかもしれない）。

もちろんここでも日ソ間の関係では、どちらが戦争の被害国なのかという議論を主張し得る。日本側は第二次大戦の間ソ連を実際に攻撃したことはなく、むしろ大戦の最終段階で宣戦布告をして攻撃してきたのはソ連側であったのであるから、賠償を求められることはない主張できる。しかし、ソ連の歴史家の圧倒的多数は、日本がドイツと結んでソ連に敵対したという事実を指摘して、ソ連側こそ被害者であったと主張してきた。一般に彼らは、日本はドイツ、イタリアと反ソの同盟関係を築き、これらの国のソ連に対する攻撃を陰で支援してきて、最終的にソ連も参加する連合国軍に敗北したのであるから、これらの国と同様に責任をとるべきだとする立場を表明してきた。

さらに、賠償としての捕虜労働という議論は、戦勝国の中でソ連のみが戦後になってもドイツや日本などの敵国の兵士を速やかに本国に送還しようとせず、労働を強いたという事実とも符合するのである。つまり論理の是非はともかくとして、強制労働を正当化する議論として賠償論は検討に値するのである。そこで以下では、この議論をめぐる連合国内の対応を追ってみよう。連合国はこの点でどのような合意を作成したのだろうか。

周知のごとく、第二次大戦の半ばからソ連指導部は敵国から厳しく賠償を取り立てる姿勢を示した。まずテヘラン会議でスターリンは、チャーチル、ローズヴェルトとフィンランドの賠償問題をめぐって議論を交わした。そこで彼は、自分としてはフィンランドに対し自国に与えた損害の賠償を求める意向であると説明し、その際、「ソ連が必要としているのはお金ではなく、現物による補償だ」と含みのある発言をした。彼がここで具体的に示したのは、フィンランド側の賠償期間が「五年から八年」になるという見通しと、「紙、木材、その他の物資」によっても賠償させるという厳しい姿勢であった。

明らかにこの議論に不安を抱いたチャーチルは、革命のときにソヴェト・ロシアは「無併合、無償金の講和」というスローガンを掲げていたのに、今度は賠償を要求するつもりかと質問した。これにスターリンは「だから私はあなたに『自分は』保守党员になると言ったのだ」と冗談を交えて応じたのである。⁽³⁰⁾賠償をめぐるやりとりはこれで終わったが、英米の指導者はスターリンの賠償にかける強い意欲を確認した。他方、スターリンのほうでも、この問題で連合国の中に不同意の気分があることを理解したであろう。しかし、敗戦国に容赦のない講和を要求する姿勢は、もはや既定の路線となっていた。

このことは、スターリンがテヘラン会議以前に外務省に付属する形で設置した委員会の議論によって確認される。委員会とは、一九四三年九月に設置されたリトヴィノフ外務次官を長とする講和条約と戦後体制の問題を検討するための委員会と、ヴォロシロフ政治局員を長とする休戦問題を検討するための委員会、そして一月二二日に設置されたマイスキー次官を長とする、ドイツとその同盟国による損害の賠償について検討するための委員会である。ここでヴォロシロフ委員会とマイスキー委員会は、ドイツの労働力を賠償として利用する案を検討した。特にこの点ではマイスキーが積極的な役割を果たした。⁽³¹⁾長く駐英全権代表を務めた彼は、戦時中のイギリス国内に反ドイツ感情が満ちている状況を見て、ドイツ国民に労働による戦後賠償を要求しても、イギリス人は反対することがないと判断した可能性がある。

マイスキーのドイツに対する厳しい姿勢は、テヘラン会議後に彼がモロトフ外相に提出した文書によっても確認された。彼は一九四四年一月一日付で「将来の講和の望ましい基礎」と題する文書を提出し、そこで「我が国は、上記の期間（三〇年から五〇年間）、つまりドイツが今後他国に対するいかなる攻撃も思いつくことがないような条件が創り出されるまで、同国の可能な限り完全な『無害化』を図るよう努めるべきである」と主張した。以上に続けて、マイスキーは戦勝国がとるべき措置を提案した。それは、第一に「全ドイツ領土における戦略的

拠点の長期的な占領」、第二に「多少とも独立した一連の国家的構成物へのドイツの分割」、第三に「軍事的、産業的、イデオロギー的」なドイツの武装解除、第四に「ドイツからの賠償、特に労働による賠償の取り立て」、第五に「用語を広義の意味で解釈した戦争犯罪人の嚴罰」であった。これらの多くは彼個人の考えというより、この時期にソ連内外で表明されていた議論をとりまとめたものだったのかもしれない。しかし第四の労働による賠償という議論には、マイスキー本人の意見が強く反映していたとみて間違いない。彼はこの点で次のような説明を付した。

「この「賠償という」問題には二つの面がある。一方で賠償は、ドイツがソ連その他の国家に与えた損害を早急に回復させるうえで役立つはずである。他方でそれは、特に労働による賠償、つまりドイツの国民経済から数百万の労働單位を毎年徴用する策は、不可避免的にその経済と軍事を弱めるはずである」⁽³²⁾。

ここに明瞭に示されているように、ドイツからその労働力を徴用するというマイスキーの構想には、戦後賠償の一環という意味とドイツの弱体化という意味が込められていたのである。結論で述べるように、後者の点も「シベリア抑留」にも関わっていた。しかしさしあたりは、連合国内のこの構想をめぐる議論を追ってみよう。

知られる限り、ここで示された、戦後にドイツ人捕虜をソ連国内で労働力として利用するというソ連側の意向は、一九四四年春には他の連合国に伝えられていた。三月にイギリスの新聞がこうした希望がソ連政府から表明されていると伝えると、ソ連側から怒りの表明がなされた。しかしこの騒ぎはすぐに鎮静化し、以後は何も報道されなかった⁽³³⁾。

次にこの問題が連合国間で取り上げられたのは、一九四五年二月に開かれたヤルタ会議においてであった。五

日の会議でローズヴェルトがスターリンに対して、ソ連側はどれほどの数のドイツ人を労働力として受け取りたいと願っているのかと率直に尋ねたのである。ここで大統領は、アメリカはドイツの機械もドイツ人の労働力も必要としないと付け加え、スターリンを牽制した。これに対してスターリンは「ソ連政府は物質的賠償計画を有している」と答えたが、肝心の捕虜労働については、「ドイツの労働力の利用に関しては、目下のところ「答える」準備ができていない」と応じた。明らかに彼はこの問題での対応がソ連の国際的イメージに関わると判断し、回答を回避しようとしたのである。しかし、その場にいたチャーチルはこれで満足しなかった。「ソ連の賠償計画について、教えてもらおうわけにはいかないか」と追い打ちをかけたのである。仕方なくスターリンは、この点はマイスキーに答えさせると述べた。しかしそのマイスキーの議論も、賠償要求が膨大な額にのぼることや、ドイツの有する金融資産だけでは賠償に足りないのでは、同国の工場や機械、鉄道車両などの現物によって支払われることなどを述べるばかりで、捕虜労働による賠償という問題について触れることがなかった。結局、この日の議論で明らかになったのは、ソ連側がドイツ人の労働による賠償を既定の方針として有しているという事実だけであった。この点はスターリン自身によって次のように確認されたのである。

「ローズヴェルトが語るように、もしアメリカ合衆国がドイツから機械、あるいは労働力を受け取ることに関心がないのであれば、たとえば原料など、同国にとつてより適切な他の賠償形態が見出され得るであろう。いずれにせよ、賠償はどここの国よりも敵の破滅に最も多く貢献した国家が受け取るという点は確認されねばならない」³⁴⁾。

つまり、スターリンに言わせれば、問題は労働による賠償という要求の是非ではなく、賠償の取り立て方法についての選択でしかなかった。このように議論がすり替えられても、ローズヴェルトは何も反論をしなかった。

アメリカ政府としては、ソ連側がこの問題での自国の立場をこれ以上明示しない以上、敢えて深入りすべきでないかと判断したのであろう。そのことは、一日の外相会議にアメリカ側が提出したヤルタ会議総括案が示している。そこには、「賠償としてのドイツの労働力の利用は当面は触れないで、後にこの問題は討議されることとし、現物によるドイツからの賠償の取り立ては「捕虜労働以外の」次の二つの方法による」と記されてあった。この文章は、モロトフが七日に英米両国の外務担当者に手交した提案にある文面をほぼそのまま引き継いだものであった。⁽³⁵⁾ここでソ連側は、既にドイツ人捕虜などを国内で使役していながら、捕虜労働による賠償についての見解を示そうとしなかったのであるが、アメリカ側は敢えてソ連側の文章をそのまま利用して、この点を連合国内で問題にすることを回避したのである。

またイギリス政府も、ソ連提案の賠償額についてこそ反対意見を表明したが、捕虜労働については何も述べなかった。すなわち、ソ連側が提唱した現物支払いを含む二〇〇億ドルの賠償という金額について、イギリス側は多額すぎるとして難色を示し、この問題でローズヴェルトの支持を取り付けた。しかし他方で、ドイツ人に賠償として労働させるという要求には反対することなく、それを合意事項として受け入れる姿勢をとったのである。⁽³⁶⁾

さらに言えば、ロシア側の会議録には見られないが、アメリカ側の記録には、この問題をめぐる以上の議論を補足するソ連側指導者の発言が残されている。それによれば、スターリンとモロトフは、ここで彼らが意図しているのは、およそ二〇〇万人から三〇〇万人のドイツ人を一〇年間にわたってソ連国内の復興作業に利用することであり、これらの労働力は、まず比較的罪の軽い戦犯 (lesser war criminals) から、次いで積極的なナチス党員から、さらに無職者から選抜されると説明したのである。⁽³⁷⁾

この記録が事実だとすれば、ソ連の指導者は、ドイツ人の労働によって賠償させるという構想を英米両国の指導者たちに吞ませるために、戦犯などに対する懲罰という新たな次元の説明を持ち出したのである。しかし言う

までもなく、戦犯の概念を極端に広くとらない限り、二〇〇万人から三〇〇万人のドイツ人を労働力として確保できるはずはなかった。つまり、ソ連が目指すものとその説明の間には大きなズレが生じていたのである。しかしそれにもかかわらず、ヤルタ会議での議論を通じて、ドイツ人など敵国兵士に賠償として強制労働を科すというソ連の提案は、英米両国の指導者によって積極的でないにしろ受容されたのである。したがって、一九四五年八月にソ連軍が日本軍を大量に捕獲し、ソ連に連行して強制労働に駆り立てたとき、英米両国は、それがポツダム宣言第九項にある、日本人捕虜は戦争終結後に速やかに帰国させるという規定に明らかに違反していると看做されるまで、対応しようとしなかったのである。アメリカが捕虜問題で批判の声をあげるのは、米ソ関係の緊張が表面化した後のことであった。

結 び

「シベリア抑留」は幾つもの前史を持っている。ロシア帝政期の「シベリア流刑」にまで遡って「シベリア抑留」を説明する議論も存在する。この議論はけっしてすべてが誤りではない。しかし、ロシア以外の国の歴史において見られた流刑制度との比較なしに、ロシア史においてのみ過去からの連続性を強調する議論はやはり一面的であると言わねばならない。次に、ソ連史の中できわめて深刻な意味を持つ「収容所体制」に起源を求める議論がある。これも一定の真実を含んでいる。しかし、それでもソ連体制が「囚人」とした人々と「戦犯・抑留者」とした人々は、この体制の中で同一に扱われたわけではなかったという事実は無視されるべきではない。「シベリア抑留者」の中で優れた観察力を持っていた人物は、囚人待遇のときの給養と俘虜待遇のときの給養が異なっていたことを記録にとどめているのである。さらに見てきた通り、ソ連体制が最初に作成した捕虜規定は、³⁸⁾

捕虜の強制労働を禁止していた。過去からの連続の中に「シベリア抑留」を捉える議論は、こうした事実を無視しているのである。したがって、「シベリア抑留」は、捕虜・抑留者ラーゲリが収容所体制の中に独自の組織として設置され、さらに一九四一年の新捕虜規定が採択された時点をもって直接的な起源を持つと考えるべきであろう。

他方で、本論の問題設定の部分で取り上げた、「シベリア抑留」の起源を一九四五年夏の事件に求める解釈はどうか。この点では、いまだに同年八月二三日の国家防衛委員会の決定の形成過程を示す文書が発見されていない。また日本軍上層部とスターリンの「取引」説にしても、交渉の事実そのものを示す史料は見出されていない。いずれにせよ、これらの解釈はソ連の収容所体制についての議論や、第二次大戦中の連合国内の議論など、それ以前に起こった事実を無視している。

アメリカ側の記録を事実とすれば、ソ連指導部はドイツ軍将兵ばかりか日本軍将兵の中に「比較的罪の軽い戦犯」を見出し、彼らに過酷な強制労働を科した。またナチス党員同様に、日本人の協和会参加者や憲兵、警察官、司法関係者、満州国行政部の勤務者に対しても同じように強制労働を科した。日本人抑留者の回想はしばしば「前職者」というカテゴリーを利用して、こうした人々が抑留中に受けた差別的取扱いに言及している⁽³⁹⁾。スターリン指導部はことさらにドイツと日本の違いを無視しようとしていたのである。

さらに、戦後にスターリンが蔣経国に対して、日本の軍事的復活を阻止するために日本軍の将校と将官を多数捕虜にすべきだと語ったことはよく知られている⁽⁴⁰⁾。この議論は、マイスキーがドイツの労働力の利用は同国の弱体化に役立つと説いた主張と同一のものである。ここでも日本はドイツと同じ存在として評価されていたのである。このように考えるならば、一九四五年夏にソ連軍に投降した日本軍の将兵は、よほどの異変が起きない限りは、あるいはソ連指導部の中で、ベリヤの持つ合理性が認められる状況が生じない限りは、ソ連に捕獲された

ドイツ軍將兵とそのヨーロッパの同盟国の將兵と同じように、過酷な運命を免れられなかったように思われる。

- (1) 和田春樹「日ソ戦争」、原暉之・外川継男編『スラブと日本』（弘文堂、一九九五）、二二二～二二七ページ。
- (2) 斉藤六郎『シベリアの挽歌』（終戦史料館出版部、一九九五）、一六一ページ。
- (3) ロシア語原本のタイトルの直訳は『グラーグ群島 一九一八—一九五六』であるが、ここでは訳書のタイトルをそのまま記した。原著は Alexander Solzhenitsyn, *Arkhipelag Gulag, 1918-1956* (Paris, 1973-1976)。
- (4) ソルジェニーツィン（木村浩訳）『収容所群島』（新潮文庫、一九七五）第一卷二二八ページ。
- (5) 同右、一四四～一四五ページ。
- (6) 内村剛介『生き急ぐ——スターリン獄の日本人』（講談社文芸文庫、二〇〇一）二〇三ページ。なお本書は、三省堂から一九六七年に刊行された同一名の著作を底本としている。
- (7) ジャック・ロッシ（染谷茂校閲、内村剛介監修、梶浦智吉・麻田恭一ほか訳）『ラーゲリ註解事典』（恵雅堂出版、一九九六）、一四三ページ。Zhak Rossi, *Spravochnik po GULAGu, chast' I* (Moskva, 1991), p.181. なお、同書のロシア語版は二冊本である。
- (8) 前掲書、一四五ページ。Rossi, op.cit., p.184. なお「特別ラーゲリ」の訳語も見られる。
- (9) A. I. Kokurin, V. N. Petrov ed., *GULAG, 1917-1960* (Moskva, 2000), p.9.
- (10) この点については以下を参照。アン・アブルボーム（川上洸訳）『グラーグ——ソ連集中収容所の歴史』（白水社、二〇〇六）第二章。
- (11) この事実を日本で最初に指摘したのは寺山恭輔の報告「第二次世界大戦時のソ連における捕虜問題に関する研究」である。『スラブ研究センター報告シリーズ八一号、日ソ戦争と戦後抑留の諸問題』（北海道大学、二〇〇二年）。また寺山がそこで利用した研究書の一つは、長勢了治によって翻訳されている。イリーナ・V・ベズポロドワ（長勢了治訳）『もう一つの収容所群島——ソ連捕虜抑留者管理総局（グプヴィ）の歴史』（長勢了治、二〇〇四）。
- (12) M. M. Zagorui'ko, ed., *Voennoplennye v SSSR* (Moskva, 2000), pp.72-74, 924.
- (13) *Ibid.*, pp.74-75.

- (14) *Ibid.*, p.75.
- (15) *Ibid.*, p.121.
- (16) 日本の「シベリア抑留」についての研究は、一般にソ連人（帝政期にはロシア人）を対象とした囚人労働制度と外国人を対象とした捕虜収容所の同一性を主張してきた。ここでは、そうした研究が、ソ連体制における制度の変化について軽視していることを指摘しておきたい。連続説に立つ代表的著作として以下を参照。若槻泰雄『シベリア捕虜収容所』（サイマル出版会、一九七九年）、阿部軍治『シベリア強制抑留の実態』（彩流社、二〇〇五）。
- (17) M. M. Zagorul'ko, op.cit., p.63.
- (18) *Ibid.*, p.67.
- (19) 根本雄太郎については、以下の著作においても言及されている。ただしここでは「主計少尉」とされている。相沢英之『ボルガは遠く』（ぶんか社、二〇一〇年）、一三〇～一三三ページ。
- (20) 根本雄太郎「収容所の管理」『ウラルを越えて——若き抑留者の見たソ連』（乾元社、一九四九年）、一一二、一一六ページ。その他の寄稿者も、ソ連側は希望によって就労する旨のサインをとったが、それが形式的なものであったことを記している。同、五六ページ（梶原康人）。
- (21) Oleg V. Khlevniuk, *The History of the Gulag*, (New Haven & London, 2004), p.244.
- (22) M. M. Zagorul'ko, op.cit., pp.532-534.
- (23) Op.cit., p.1041, prilozhenie no.11. (11)に挙げたのは抜粋である。参考にドイツを加えた。
- (24) Richard Dähler, *Die japanischen und die deutschen Kriegsgefangenen in der Sowjetunion 1945-1956*, (Zurich, 2007), p.53, Rolf-Dieter Müller & Gerd R. Ueberschär, *Hitler's War in the East, 1941-1945, A Critical Assessment* (Providence, 1997), p.248.
- (25) M. M. Zagorul'ko, op.cit., pp.591-592.ただし後者では死者は二二〇万人としている。
- (26) ドイツ軍の捕虜になったソ連人の数については以下に拠っている。Ulrich Herbert, *Hitler's Foreign Workers*, (Cambridge, 1997), p.157, 187.
- (27) この提案は、収容所管理の側からすれば、労働力調達の問題と食料不足の問題が一体であったことをよく示して

- 52° G. M. Ivanova, *Istoriia GULAGa, 1918–1958* (Moskva, 2006), pp. 259–226.
- (28) M. M. Zagorul'ko, op. cit., pp. 368–369. 同史料集には、給養ノルムの改善に関する文書が多数収録されている。
- (29) 第二次大戦中に日本が捕虜、抑留者に対してとった措置や行為については、世界的に非常に多くの記録や研究がある。たとえば以下は、そうした関連史料や研究、統計などを整理したレファレンスのための書籍である。Van Watterford, *Prisoners of the Japanese in World War II, Statistical History, Personal Narratives and Memorials Concerning POWs in Camps and Hellships, Civilian Internees, Asian Slave Laborers and Other Captured in the Pacific Theater* (North Carolina, 1994).
- (30) Tegeranskaja konferentsiia rukovoditelei trekh soiuzykh derzhav – SSSR, SShA i Vekobritanii, (Moskva, 1984), p. 143.
- (31) *Ocherki istorii ministerstva inostrannykh del Rossii*, vol. 2, (Moskva, 2002), pp. 309–310.
- (32) Zaniat'cia podgotovkoi budushchego mira, *Istochnik*, 1995, n. 4. pp. 126–127.
- (33) Herbert Feis, *Churchill, Roosevelt, Stalin, The Way They Waged and the Peace They Sought* (Princeton, 1957), p. 359. なお *Times* 紙で当該記事を探したが、見出せなかった。
- (34) *Krymskaja konferentsiia rukovoditelei trekh soiuzykh derzhav – SSSR, SShA i Verlikobritanii* (Moskva, 1984), pp. 70–76.
- (35) *Ibid.*, p. 106, p. 233.
- (36) *Ibid.*, pp. 199–201. また、一〇日にイーデン外相からモロトフに手交された「ドイツからの賠償取立てに関する原則」なる文書には、ドイツからの賠償の取り立て方法の一つとして「ドイツ人の労働と貨物車による輸送の利用」とある。ここにある「貨物車による輸送」の意味は不明だが、「ドイツ人の労働の利用」という文章はイギリスの立場を示している。一八四ページ。
- (37) Herbert Feis, op. cit., p. 537.
- (38) 葉袋宗直「運命の旅 私の西遊記」『湖北の道草——ソ連長期抑留の記録』(湖北会、一九七七)、七九～八〇ページ。なお著者は本書のとりまとめ役を務めた人物である。

(39) 右記『朔北の道草』にも、この事実を伝える回想がある。三九ページ(斉藤平五郎)、五七二ページ(橋口松雄)。他の回想でも同様の指摘を見ることができ、ここでは省略する。なお日本外務省など引き揚げ担当官庁が、ソ連軍占領地域においてソ連軍が「戦争犯罪の容疑で逮捕した」日本人を「前職関係者」と呼称した点については、平野法治「第二章『戦争犯罪』の裁判」『戦後強制抑留史』(平和祈念事業特別基金、二〇〇五)、第五卷一〇五ページ。おそらくこれは、「前職者」を下敷きにして造語されたものであろう。

(40) 横手慎二「スターリンの日本人送還政策と日本の冷戦への道」『法学研究』第八二巻九号(二〇〇九年九月)一四ページ。